

BCPレベル1～3における授業実施の取扱い・対応ガイドライン (R3.9.17)

【授業】

BCP表に定める形で授業を実施する。

対面授業を実施する際は、以下に記載する事項を遵守し、具体の授業実施方法については、授業を実施する組織（学部、研究科、学務審議会）ごとに対応する。

<BCPレベル1および2>

十分な感染防止対策を施した上で、対面授業にオンラインを併用して授業等を実施する。

<BCPレベル3>

原則オンラインにより授業を実施する。

定期試験や学位論文審査、実技・実験・実習、及び学部1・2年次の学生を対象とした授業等対面での実施が必要な場合は、十分な感染防止対策を施した上で、対面により実施する。

(遵守事項)

- ・ 体調不良・発熱等の風邪症状のある場合は、授業への出席は不可とする。
 - 体調不良・発熱等の風邪症状による欠席において、診断書の提出は求めない。
 - 体調不良・発熱等の風邪症状があり授業を欠席した者は、「体温・体調チェックシート（東北大学健康観察票）」などを提出することで、本取扱いによる欠席として確認することとする。
 - 参考1：体温・体調チェックシート（東北大学 健康観察票）
 - 参考2：新型コロナウイルス感染症対策（体調不良者対応等）フロー図
 - 欠席者への対応については、後述する【補習授業や補講等について（欠席者への対応を含む）】のとおりとする。
- ・ 各教室等にアルコール消毒液を設置し、消毒を励行する。
- ・ 複数の人の手が触れる場所は適宜消毒を行う。
- ・ クラスター（集団）発生3条件（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場所）の抑制を意識し、以下を実施する。
 - 授業開始前および授業終了後は全ての窓を開放して換気を行い、授業中は授業運営に支障のないように窓を開放して換気を行う。
 - マスク着用を徹底する。（ただし、フィールドワーク・調査等で呼気が激しくなることがある場合では、マスクの着用に替えて、十分な距離を空けて活動を行う。）
 - 座席配置は、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2021.4.26 Ver.6）」が目安となりますが、講義室の状況と受講者数を考慮して柔軟に対応する。
 - 近距離での会話を禁止する。やむを得ず対面して実施しなければならない授業においては、必要最低限の時間とする。

(留意事項)

- ・ 授業出席のための登校・下校時においても混雑が生じないよう配慮する。

【オンライン授業の活用】

各授業科目で学修する内容・特性に合わせて対面授業とオンライン授業を効果的に併用して授業を実施するにあたり、対面授業の授業科目の一部としてオンライン授業を実施する場合は、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、対面授業に相当する教育効果を有すると認められるオンライン授業を実施するとともに、実施する授業時数が半数を超えない範囲（15回の授業であれば7回まで）とすること。

例1) 全15回の授業において、教科書内容を解説する講義部分を事前収録していた講義動画の視聴等により行い、演習を行う部分を対面で実施するなど、対面とオンラインを組み合わせた授業

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
形態	オ	対	オ	対	オ	対	オ	対	オ	対	オ	対	オ	対	対

※オ：オンライン授業（7回）、対：対面授業（8回）

例2) 履修者を複数のグループに分け、対面授業に出席する者、オンライン授業を受講する者を交互に回ごとに指示しながら、全員に対面での参加を求める授業を1回以上（15回目）設けた授業

	回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1班	形態	オ	対	オ	対	オ	対	オ	対	オ	対	オ	対	オ	対	対
2班		対	オ	対	オ	対	オ	対	オ	対	オ	対	オ	対	オ	対

※1班・2班とも オンライン授業7回、対面授業8回

例3) 履修者を複数のグループに分け、対面授業に出席する者、オンライン受講する者を交互に回ごとに指示しながら授業を実施するが、履修者が多く施設上の制限（教室の確保ができない等）があり、全員に対面での参加を求める授業を1回以上実施できない授業

	回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1班	形態	対	オ	オ	対	オ	オ	対	オ	オ	対	オ	オ	対	オ	オ
2班		オ	対	オ	オ	対	オ	オ	対	オ	オ	対	オ	オ	対	オ
3班		オ	オ	対	オ	オ	対	オ	オ	対	オ	オ	対	オ	オ	対

※全ての班とも オンライン授業10回、対面授業5回

本来、授業計画において対面授業の実施を予定した授業科目に係る授業の全部又は一部を、十分な感染症対策を講じたとしても、対面授業により予定通り実施することが困難な場合において、大学設置基準第25条第1項に規定する対面授業の特例的な措置として、オンライン授業を行うなど弾力的な運用が認められていることから、授業時数の半数以上がオンライン授業となっても、対面授業として取り扱う。

(オンライン授業ガイド)

オンラインによる授業実施にかかる「教員向け情報」および「学生向け情報」を『オンライン授業ガイド』として以下のサイトに掲載

◇ 教員向け情報：<https://olg.cds.tohoku.ac.jp/forstaff>

学生向け情報：<https://olg.cds.tohoku.ac.jp/forstudents>

【遠隔授業等の実施に関する特例的な措置についての留意事項】 (R2.12.23 付け 2 文科高第 864 号より一部抜粋)

※文科省通知では「遠隔授業」と表記していますが、「オンライン授業」と同意語です。

遠隔授業等の実施に関する特例的な措置は、新型コロナウイルス感染症への対応として、以下の事項を踏まえたうえで、大学設置基準第 25 条第 1 項に規定する対面授業の特例として弾力的な運用が認められるものであることに留意すること。

- 遠隔授業等の実施に関する特例的な措置として認められる遠隔授業等は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本来授業計画において対面授業の実施を予定していた授業科目に係る授業を予定通り実施することが困難な場合であって、十分な感染症対策を講じたとしても対面授業を実施することが困難である場合に限り実施可能であること。
- 遠隔授業は、同時かつ双方向に行われるものや、毎回の授業実施に当たって当該授業の終了後すみやかに指導を併せ行うもので、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているものなど、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、対面授業に相当する教育効果を有すると認められるものであること。

また、遠隔授業等の実施の検討を行う際には、以下の事項にも留意すること。

- ・ 授業担当教員の各授業ごとの指導計画の下に実施されていること
 - ・ 授業担当教員が、オンライン上での出席管理や確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分把握していること
 - ・ 学生一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、学生からの相談に速やかに応じる体制が確保されていること
 - ・ 大学等として、どの授業科目が遠隔授業等で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること
- 上記特例的な措置として認められる遠隔授業等は、同条第 2 項の規定による遠隔授業ではなく、同令第 32 条第 5 項の規定は適用されないことから、同規定の 60 単位の上限に算入する必要はないこと。
 - 対面授業の機会が著しく少ない場合等においては、対面授業を実施できない理由や、それに代わる学生の交流機会の設定等の必要な情報について、学生に対し合理的な説明を丁寧に行うなどの配慮が求められること。

【同一科目複数クラス開講授業における留意事項】

同一科目を複数クラス開講する授業では、原則として同一の授業方法（対面による授業／オンライン授業／対面・オンラインを併用する授業）により実施すること。

- 全学教育科目において開講する授業の多くは、同一授業科目名であっても、授業題目により異なる授業内容としている場合や、特定の学部・学科を主対象として開講されるクラスもあるため、科目群ごとにそれぞれの科目委員会等において調整する。

【授業方法の明示】

授業方法等はシラバスへ記載することとし、変更等がある場合はシラバスの記載を修正する。

- 授業を実施している途中で授業方法等に変更が生じた場合は、受講学生へ必ず変更点を説明し、当該授業の授業期間内にシラバスの内容を修正する。
- 当初シラバスへ記載している授業方法等から変更がある場合は、次学期開始までを目途にシラバスへの記載を修正することとする。

【通学準備の周知】

BCPレベル4以上の状態からBCPレベル1～3となる際は、帰省等により来仙していない学生や来学できない状態にある学生がいることを踏まえ、授業に出席するための準備期間を考慮して対面授業の開始日を設定するとともに、事前の周知を行うこととする。

- ただし、学生の所在地において全ての履修科目をオンラインで受講できるようにして実施されるプログラムの履修学生を除く。
- 学部・研究科の授業期間を変更し、授業開始日を繰り上げる場合は、当該授業を履修する学生への周知を徹底するとともに、通学準備の対応が間に合わず授業へ出席することができない学生へは十分な配慮を行うこととする。

【修学指導・履修相談の実施】

各学期における履修登録科目・単位修得科目の状況を把握して指導が必要となる学生への修学指導を行うとともに、学期開始時においては履修相談の窓口を設置するほか、履修相談先の周知を徹底すること。

- 特に入学初年次となる学年には、BCPレベル1の状況である場合は、感染防止の対応を行いながら対面によるガイダンス等を積極的に実施し、学生が孤立することを防止する。
- BCPレベル2～3の状況におけるガイダンス等の実施は、原則オンラインによる実施（BCP表「催事・イベント等」欄）となるが、特に新入生はオンライン受講環境の準備から設定が必要であることを踏まえ、できる限り会場に集まる学生を分散させる工夫をして実施する。

なお、やむを得ずオンラインでのみ実施となる場合は、各ガイダンス等における説明を後日オンデマンドによっても視聴できるように配慮するとともに、可能な限り教員と学生や学生同士の交流・情報共有の場を設けることとする。

【授業期間について】

大学設置基準第23条により「各授業科目の授業は10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。」と規定されており、本学学部通則および大学院通則により各学期の期間、各休業日が規定されていることを踏まえ、年度ごとに学年暦・授業日程を設定する。

【各授業の授業回数（時間数）について】

弾力的な授業期間の取扱い（急な休業実施を含む）の下で、当初計画されている授業回数（時間数）の授業が実施できない場合は、補講授業の実施や、オンライン授業の実施、又は授業中に課すものに相当する課題研究等に代替すること等により、大学設置基準第21条等で定める必要な学修時間を確保することとする。（文部科学省「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A（令和3年5月14日時点）」Q&A A2より整理）

例）15回の講義回数を実施することができない場合に、ISTU等による収録授業の視聴や課題演習等を課すことにより、柔軟に取扱い実施していく。

【補習授業や補講等について（欠席者への対応を含む）】

授業を十分に受けることができないことによって、学修に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り収録授業の活用や講義ノート・資料の ISTU 等への掲載など、ICT 機能を用いた学習機会を確保するとともに、欠席の申し出があった学生へは治癒後及び待機期間終了後に、補習授業、オンライン授業、授業中に課すものに相当する課題研究等を活用し、弾力的な学修評価を行うこととする。

【基礎疾患を有する学生への対応について】

基礎疾患を有している学生が教室で行われる授業への出席に不安を持つ場合は、所属部局の教務係へ申し出ることとする。学生から申し出があった場合は、授業担当教員へ別途対応の依頼を行う。

なお、全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講するよう求めている場合であれば、基礎疾患を有する学生や障害を有する学生の希望や、特定の学生が病気等により、結果として当該学生が対面で受講する授業時数が半分未満となった場合があるとしても、当該授業科目は対面授業として取り扱う。

※文部科学省「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q & A 等の送付について（令和 3 年 5 月 14 日時点）」、Q & A 問 10 及び 11 より整理

【大学設置基準上の取扱い】

《 授業の方法 》

授業の方法	根拠規定
面接授業（＝対面授業）	大学設置基準第 25 条第 1 項
メディアを利用して行う授業（＝遠隔授業、オンライン授業）	大学設置基準第 25 条第 2 項

《 教育課程 》

特例措置	面接授業（64 単位～）	メディアを利用して行う授業 （60 単位まで）
-------------	--------------	----------------------------

卒業に必要な単位数＝124 単位

《 大学設置基準（抜粋） 》

第 25 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第 32 条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

2～4 省略

5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

注：オンライン授業を実施する授業時数が半数を超えて（15 回の授業であれば 8 回以上）行われる授業科目については、大学設置基準第 25 条第 2 項に規定するオンライン授業に該当し、修得する単位数について、同令 32 条第 5 項の規定により 60 単位を超えないものとして上限が設定されています。

《 特例措置 》

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本来授業計画において対面授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を対面授業により予定通り実施することが困難な場合において、大学設置基準第 25 条第 1 項に規定する対面授業の特例的な措置として、遠隔授業を行うなど弾力的な運用が認められています。（令和 2～3 年度は本特例が適用されています。）

●文部科学省 Web サイト

大学・大学院・高専に関する情報

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00016.html

衛生管理マニュアル

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html